

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年4月23日

支出負担行為担当官
奈良労働局総務部長 布川 秀樹

◎ 調達機関番号 017 ◎ 所在地番号 29

1 調達内容

(1) 件名

令和7年度一般定期健康診断等の実施にかかる業務委託（単価契約）

- (2) 調達件名の特質及び数量等 仕様書のとおり
(3) 納入期限 契約締結日から令和8年2月28日まで
(4) 納入場所 仕様書のとおり
(5) 入札方法

入札金額は、総額を記入すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）において、近畿地域で「役務の提供」A、B又はCの等級に格付けされている者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
① 厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が所掌するもの）③船員保険 ④国民年金⑤労働者災害補償保険⑥雇用保険
- (5) 入札書提出時において、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律、職業安定法、雇用保険法等の労働関係法令・勧告・行政指導を遵守していること。
- (6) 入札書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断される者でないこと。
- (7) 当該「役務の提供」にかかる迅速なアフターケアサービス・メンテナンスの体制を整備している者であること。

- (8) 本公告に示した役務を支出負担行為担当官が指定する日時、場所に十分に提供することができる者であること。
- (9) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (10) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (11) 過去3年以内に一定規模（400名以上）の団体を3件以上受け入れ、健康診断業務を適正に履行した実績を有する者であること。
(当該条件の確認にあたり過去3年間の健康診断業務の受託実績を記載した書面（任意様式で可）を提出すること。)

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒630-8570 奈良市法蓮町387番地 奈良第三地方合同庁舎2階
奈良労働局総務部総務課会計第一係 Tel 0742-32-0201
原則、入札は電子入札によること。
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて随時交付する。
(郵送又はメールによる交付を希望する場合は上記担当係まで連絡すること。)
- (3) 入札書の受領期限
令和7年5月23日 9:00
(入札参加に必要となる書類の受領期限は 令和7年5月22日 12:00)
- (4) 開札の日時及び場所
令和7年5月23日 10:00 奈良労働局 局二階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した役務を提供できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格の無い者が提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
原則、契約書の締結は電子契約によること。
- (6) 落札者の決定方法
本公告に示した役務を提供できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (7) 手続きにおける交渉の有無 無
- (8) 担当者から提出された関係書類については、事業者としての決定であるものとして取り扱う。押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合には、契約解除や違約金を徴取する場合があり得る。
- (9) 詳細は入札説明書による。

3

利用開始方法

政府電子調達(GEPS(ジーピス))を利用するには、環境の準備(政府電子調達(GEPS(ジーピス))及び調達ポータル)、電子証明書の取得、調達ポータルへの利用者登録が必要です。

推奨環境の準備 一 調達ポータル https://www.p-portal.go.jp/how_to_use

推奨環境を参考にソフトウェア、ハードウェア及びネットワークをご準備ください。また、準備が終わりましたら、環境設定を行ってください。政府電子調達(GEPS(ジーピス))及び調達ポータルの推奨環境及び環境設定については、上記URLをご確認ください。

電子証明書の取得

政府電子調達(GEPS(ジーピス))では電子証明書を利用した認証を行っています。電子証明書とは、信頼できる第三者(認証局)が本人であることを電子的に証明するもので、書面取引における印鑑証明書に代わるものです。政府電子調達(GEPS(ジーピス))では以下に示す「対応認証局一覧」の電子証明書が利用できます。政府電子調達(GEPS(ジーピス))をご利用になる前にご準備ください。詳細に関しては、各認証局へお問い合わせください。なお、利用にあたっては、法人・個人事業主等の組織に所属する代表者等に対して発行される電子証明書をご用意していただく必要があります。新規に電子証明書を申請される場合には、電子証明書に住所が格納されるよう、申請書(申請フォーム)に住所を明記していただくようお願いいたします。

【対応認証局一覧】

対応認証局	ICカード形式	ファイル形式
NTTビジネスソリューションズ株式会社 (e-Probatio PS2 サービスに係る認証局)	○	×
三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社 (DIACERT-PLUSサービス)	○	×
セコムトラストシステムズ株式会社 (セコムパスポート for G-IDに係る認証局 タイプB(一般向け・属性型証明書))	×	○
株式会社帝国データバンク (TDB電子認証サービスTypeAに係る認証局)	○	×
電子認証登記所(商業登記に基づく電子認証制度)	○*	○
株式会社トイニクス (TOiNX電子入札対応認証サービスに係る認証局)	○	×
日本電子認証株式会社 (AOSignサービスに係る認証局)	○	×
地方公共団体情報システム機構(公的個人認証サービス)(マイナンバーカード)	○	×

※日本電子認証(法人認証カードサービス)

利用者登録 <https://www.p-portal.go.jp/manuals>

調達ポータルへの利用者登録の方法については、上記URLに掲載されている「調達ポータル操作マニュアル」の「利用者情報を管理する>初めて利用する方>電子証明書／マイナンバーカード(代表者)」、または「利用者情報を管理する>初めて利用する方>電子証明書／マイナンバーカード(代理人)」をご確認ください。

お問合せ先

■ ご不明な点については、下記URLのFAQをご参照ください。

調達ポータル <https://www.p-portal.go.jp/faq>



■ FAQをご確認いただいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

調達ポータル ナビダイヤル ☎ 0570-000-683 IP電話等 ☎ 03-4332-7803

受付時間: 平日 9時00分～17時30分
(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く) その他、FAX又はメールでのお問合せも受付けています。

システム障害等やむを得ない事情により政府電子調達が利用できない場合には、入札の延期を行う場合がありますので、入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先等へご連絡ください。



「調達ポータル」サイトで、さらに便利になりました。

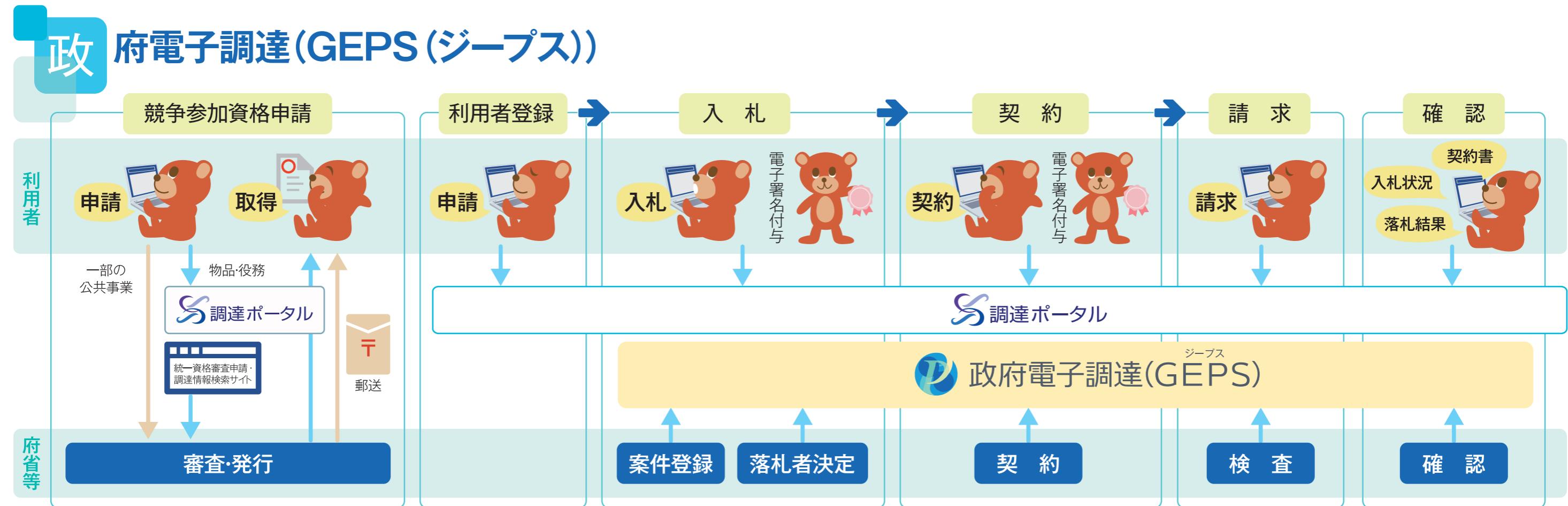
「調達ポータル」サイトでは、調達情報の検索や事業者情報の検索に加え、競争参加資格申請や入札・契約業務を行うことができます。詳しくは調達ポータルサイトをご覧ください。

調達ポータル

検索



内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院



1 政府電子調達(GEPS(ジープス))とは

政府調達の一連の手続きを電子化



これまで「物品・役務」の入札業務については、一部の府省等において電子化されていましたが、政府電子調達(GEPS(ジープス))を利用することにより、「物品・役務」及び「一部の公共事業」の入札、契約、請求等の一連の業務を電子的に処理できるようになります。

窓口を統一

政府電子調達(GEPS(ジープス))は府省共通のシステムとして運用されるため、利用機関の調達案件を、本システムを統一窓口として同一の操作で処理することができます。

利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

2 ご利用のメリット



上記の業務をワンストップでできる！

ワンストップで手続き可能

統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。

常時利用可能

※システムメンテナンス時を除きます。

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事ができます。

印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。

移動や郵送費の削減

簡単に遠方や複数の同時調達案件に参加する事ができ、書類の発送が不要です。

書類保管費の削減

電子管理のため、バインダーや書棚などの書類保管に関する費用を削減できます。

印鑑が不要

※法令で義務のある場合を除きます。

電子証明により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。